

条例関係

●益丸プールを指定管理者による管理ができる施設に指定

指定管理者制度の導入により、平成18年4月1日から町内5つの施設（老人福祉センター・シルバーワークプラザ・あすばる大崎・あすばる物産館・くくの松原キャンプ場）が指定管理者による管理が行われていますが、今回新たに益丸プールも指定管理者による管理ができる施設として指定されました。



大崎町益丸プール

●鹿児島県後期高齢者医療広域連合の設立

後期高齢者医療広域連合の設立は、急速な高齢化に伴う老人医療の増加が見込まれる中で、その運営は財政的にも大変厳しいものがあり、都道府県単位ですべての市町村が加入し、大きな財源の中で運用を行うことを目的としているものです。

後期高齢者医療制度は、平成20年4月から施行されるものでありますが、平成19年度中に制度の施行の準備をすすめるため、規約を定め、鹿児島県後期高齢者医療広域連合を設立するものです。

●乳幼児医療費助成の手續きが簡素化されます

乳幼児医療費助成制度は、家庭の経済的負担の軽減のため、乳幼児が病气やけがなどで医療機関に入院・通院したときの医療費の一部を助成する制度です。

今までこの助成の申請方法が、役場の窓口において申請しなければならなかったものが、町が交付する受給資格者証を医療機関で提示すれば、役場での申請は必要なく、助成金は、後日指定口座へ振込まれることとなります。平成19年3月1日以降の診療分から適用されます。

●基金条例の改正

大崎町地域福祉基金

大崎町地域福祉基金の額は2億2300万円あり、今まで基金の預金利子による運用益で福祉施策に対する活用を行ってきたところですが、昨今の低金利で、利子の運用益による有効な保健福祉施策が出来なくなってきたので、基金自体の取り崩しを行い、福祉事業の財源に充当できるようにするものです。

●鹿児島県市町村総合事務組合設立 議案第73号～議案第84号

鹿児島県市町村職員退職手当組合等7つの一部事務組合を統合し、鹿児島県市町村職員退職手当組合を鹿児島県市町村総合事務組合に名称変更し、他の解散する6組合の事務を継承するものです。平成19年4月1日から施行されます。

各議案は、鹿児島県市町村総合事務組合の設立に伴う各組合の財産処分と解散について議会の議決を必要とするものです。

特別会計補正予算

●国民健康保険事業（第2号）

3786万4千円
【総額2億1382万4千円】

保険基金安定繰入金金の交付決定による財源変更と退職被保険者の増加に伴う療養給付費と高額療養費の補正増が主なものです。

●介護保険事業（第2号）

4万3千円
【総額14億2767万5千円】

介護サービス等諸費と介護予防サービス等諸費の実績と見込みによる調整です。

●水道事業（第2号）

227万3千円
【総額2億3706万円】

東九州自動車道建設用地売却に係る立木伐採賃金と漏水修理用の材料費の増が主なものです。

●公共下水道事業（第2号）

63万5千円
【総額4億3906万4千円】

大崎クリーンセンターの維持管理に係る薬品代、光熱水費が主なものです。